

平成27年度岡山県教育委員会免許法認定講習実施要項

1 目 的

教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、小学校教員、中学校教員、養護教員、実習助手等が一種免許状を取得するため及び特別支援学校教員等が特別支援学校教諭一種・二種免許状を取得するための機会を提供し、必要な単位を修得させるとともに、現職教員の資質の向上を図る。

2 主 催

岡山県教育委員会

3 開設科目及び日程

平成27年度岡山県教育委員会免許法認定講習講座一覧表【別紙】のとおり

4 会 場

岡山大学 (岡山市北区津島中3-1-1他)
岡山県生涯学習センター (岡山市北区伊島町3-1-1)

5 受講対象者

- (1) 小学校二種免許状を有し、小学校に勤務している教員で、小学校教諭一種免許状取得を希望する者。
- (2) 中学校二種免許状を有し、中学校に勤務している教員で、中学校教諭一種免許状取得を希望する者。
- (3) 養護教諭二種免許状を有し、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務している養護教諭、養護助教諭で、養護教諭一種免許状取得を希望する者。
- (4) 小学校・中学校・高等学校の普通免許状を有し、特別支援学校に勤務している教員又は特別支援学級を担当している教員で、特別支援学校教諭一種・二種免許状取得を希望する者。
- (5) 高等学校に勤務している実習助手等で、高等学校教諭一種免許状取得を希望する者。

※上記(1)～(5)以外の教員(講師、非常勤講師等も含む)であっても、定員に達していなければ、受講可能とする。

原則として、現在岡山県内に勤務している教員を優先しますが、定員に達していなければ、県外に勤務している教員も受講可能とする。

6 受講申込手続き

- (1) 岡山県内の国・公・私立学校に勤務している場合

原則として、岡山県総合教育センターの講座受付システムにより申し込むこと。

(別添『岡山県総合教育センター講座受付システム』を参照)

【注意】連絡事項欄に「生年月日」を必ず入力すること。(例：S45/6/7)

【注意】特別支援学校教諭免許状の取得を希望する場合は、連絡事項欄に取得を希望する「免許状の種類」を必ず入力すること。(例：特支1種)

やむを得ない理由により、上記講座受付システムが利用できない場合は、下記(2)と同様の手続きで郵送により申し込むこと。

- (2) 岡山県外の国・公・私立学校に勤務している場合

次のア・イの申込書類について、次のあて先まで郵送で申し込むこと。

＜申込書類＞

ア 申込書(別添様式)

イ 返信用の封筒

定形(長形3号)の封筒に92円切手を貼り、郵便番号・住所・氏名を明記すること

＜申込先＞

〒700-8570(住所不要)岡山県教育庁教職員課給与免許班 認定講習担当

- (3) 申込期限

平成27年7月8日(水)

- (4) 受講料
無料とする。ただし、単位修得証明手数料（750円）及び資料代その他必要経費は受講者の負担とする。

- (5) 申込にあたっての留意事項
別紙の必要単位内訳表を参照のこと。

7 受講の決定

- (1) 受講申込者数が定員を超えた場合は、岡山県内の学校に勤務する者を優先し、抽選により決定する。

- (2) 受講の決定は、7月中旬に文書で通知する。なお、受講科目は希望どおりに決定されとは限らないので十分確認すること。

8 受講の辞退

- 受講申込み後（又は受講決定通知書を受領後）にやむを得ない事由により受講できなくなった場合は、速やかに辞退届を上記6の＜申込先＞に提出すること。

9 単位の授与

- 単位は、出席状況と試験等の成績により、合格と判定された者に授与する。
なお、必要出席時間数は、講義時間（講義、演習ごと）の5分の4以上とする。

10 その他

(1) 服務の取扱い

岡山県立学校の教員については、教育公務員特例法（教特法第22条第2項）に基づく研修（職専免研修）とする。

市町村立の学校の教員については、各市町村教育委員会に確認すること。

上記以外の学校の教員については、服務監督者に確認すること。

(2) 問合せ先

岡山県教育庁教職員課給与免許班 免許法認定講習担当

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL 086-226-7579

FAX 086-224-2160

E-mail kyosyoku@pref.okayama.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/145/>

(別紙)

平成27年度岡山県教育委員会免許法認定講習講座一覧表

【小・中・高・養護教諭1種免許状取得用】

区分	免許法施行規則に規定する科目	記号	開講授業科目名	単位	定員	期間	会場	時間割			講師名 (敬称略)
								月日	午前	午後	
高等学校 教諭	農業の 関係科目	A	家畜繁殖	1	20	8/4(火) ～ 8/6(木)	岡山大学 農学部 3号館3階 大学院講義室 第6講義室	8/4	①②	③	岡山大学 若井 拓哉
								8/5	④⑤	⑥	
								8/6	⑦⑧		
小・中 学校 教諭	工業の 関係科目	B	工学安全概論	1	30	8/25(火) ～ 8/27(木)	岡山大学 自然科学 研究科棟2階 第2会議室	8/25	①②		岡山大学 黒星 学 早川 一郎 吉岡 朋彦 押木 俊之
								8/26	③④	⑤	
								8/27	⑥⑦	⑧	
小・中 学校 教諭	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	C	生徒指導の理論及び方法	1	50	8/1(土) ～ 8/2(日)	岡山大学 教育学部 講義棟1階 5101 講義室	8/1	①②	③④	岡山大学 青木多寿子
								8/2	⑤⑥	⑦⑧	

【特別支援学校教諭1種・2種免許状取得用】

区分	免許法施行規則に規定する科目	記号	開講授業科目名	中心となる領域	含む領域	単位	定員	期間	会場	時間割			講師名 (敬称略)
										月日	午前	午後	
特別 支援 学校 教諭	【第1欄】 特別支援教育の基礎理論に関する科目	D	特別支援教育の基礎理論	—	—	1	200	8/12(水) ～ 8/13(木)	岡山大学 教育学部 講義棟1階 5101 講義室	8/12	①②	③④	岡山大学 吉利 宗久
										8/13	⑤⑥	⑦⑧	

【特別支援学校教諭1種・2種免許状取得用】

区分	免許法施行規則に規定する科目	記号	開講授業科目名	中心となる領域	含む領域	単位	定員	期間	会場	時間割			講師名 (敬称略)
										月日	午前	午後	
特別支援学校教諭	【第2欄】 特別支援教育領域に関する科目	E	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者	—	1	100	8/29(土)～ 8/30(日)	岡山県生涯学習センター 情報・創作棟 2階大研修室	8/29	①	②③④	広島大学 氏間 和仁
	【第2欄】 特別支援教育領域に関する科目	F	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害者	—	1	100	8/27(木)～ 8/28(金)	岡山県生涯学習センター 情報・創作棟 2階大研修室	8/27	①	②③④	広島大学 林田 真志
	【第2欄】 特別支援教育領域に関する科目	G	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者	—	1	150	8/10(月)～ 8/11(火)	岡山大学 教育学部 講義棟1階 5101 講義室	8/10	①②	③④	岡山大学 丹治 敬之
	【第2欄】 特別支援教育領域に関する科目	G	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者	—	1	150	8/10(月)～ 8/11(火)	岡山大学 教育学部 講義棟1階 5101 講義室	8/10	①②	③④	岡山大学 丹治 敬之
	【第3欄】 免許状に定められる特 別支援教育領域以外 の領域に関する科目	H	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	重複・LD等	—	1	200	8/17(月)～ 8/18(火)	岡山大学 教育学部 講義棟1階 5101 講義室	8/17	①②	③④	岡山大学 丹治 敬之
	【第3欄】 免許状に定められる特 別支援教育領域以外 の領域に関する科目	H	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	重複・LD等	—	1	200	8/17(月)～ 8/18(火)	岡山大学 教育学部 講義棟1階 5101 講義室	8/17	①②	③④	岡山大学 丹治 敬之
	【第3欄】 免許状に定められる特 別支援教育領域以外 の領域に関する科目	H	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	重複・LD等	—	1	200	8/17(月)～ 8/18(火)	岡山大学 教育学部 講義棟1階 5101 講義室	8/17	①②	③④	岡山大学 丹治 敬之
	【第3欄】 免許状に定められる特 別支援教育領域以外 の領域に関する科目	H	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	重複・LD等	—	1	200	8/17(月)～ 8/18(火)	岡山大学 教育学部 講義棟1階 5101 講義室	8/17	①②	③④	岡山大学 丹治 敬之

※講座E、F、Gの科目は、「中心となる領域」欄に定める障害者領域に対応した特別支援学校教諭免許用の単位です。

【講座A】 受付 1時限 2時限 3時限	8:30～9:00 9:00～10:30 10:45～12:15 13:30～15:00	①④⑦ ②⑤⑧ ③⑥	【講座B】 受付 1時限 2時限 3時限	8:30～9:00 9:00～10:30 10:45～12:15 13:30～15:00	①③⑥ ②④⑦ ⑤⑧	【講座C・D・G・H】 受付 1時限 2時限 3時限 4時限	8:30～9:00 9:00～10:30 10:45～12:15 13:30～15:00 15:15～16:45	①⑤ ②⑥ ③⑦ ④⑧	【講座E・F】(生涯学習センター会場) 受付 1時限 2時限 3時限 4時限	9:30～10:00 10:00～11:30 12:30～14:00 14:15～15:45 16:00～17:30	①⑤ ②⑥ ③⑦ ④⑧
----------------------------------	---	------------------	----------------------------------	---	------------------	---	--	----------------------	---	--	----------------------

岡山県総合教育センター 講座受付システム

岡山県総合教育センター Okayama Prefectural Education Center

〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7545-11
TEL(0866)56-9101 FAX(0866)56-9121
e-mail:webmaster@edu-ctr.pref.okayama.jp

研修講座

研修講座申込み

学校支援

学校力向上
サポートキャラバン
学校コンサルテーション
個別相談
(カリキュラムサポート)

教科等の指導に役立つ情報

・国語
・社会・地理歴史・公民
・算数・数学
・理科
(物理・化学・生物・地学)
・生活
・体育・保健体育・健康教育
・芸術・技術・音楽
・図画工作・美術・芸術(版画・美術)

・外国語(英語)
・情報技術(情報I)
・音楽
・道徳
・特別活動
・総合的な学習の時間
・特別支援教育
・情報教育

調査研究

・教育研究発表大会
・研究発表会
(種子・リーフレット)

eラーニング

・研修講座おかわり

センター概要

所長あいさつ
組織
(定数18名)

教育相談

・教育相談の概要
・相談窓口

学校教育全校に役立つ情報

・生徒指導
・特別支援教育
・教育の情報化
・教育経営

リンク

文部科学省
岡山県教育庁
岡山県教育委員会
おかわりメールマガジン
学びを促すためのページ
情報公開のページ
岡山県立図書館
生涯学習センター
岡山県学校リンク集

岡山県総合教育センターのホームページ上の『研修講座申込み』から申込みください。

トップ>研修講座受付

研修講座受付

研修講座申込みシステムの使い方について、必ずお読みください。

1. 受講の許諾

・研修講座受講者は、まず校長に申し込みの許諾を得てください。
・その後、各学校の校長又は代理者が申し込みを行ってください。

2. ブラウザ

・インターネットエクスプローラをお使いください。ネットスケープでは表示されない場合があります。
・Cookieを「有効」にしてください。

3. パスワード

・申し込みにはパスワードが必要です。学校コードとあらかじめ設定したパスワードを入力すると、申し込みの画面が現れます。
・パスワードについては、(平成19年4月17日付教裁第6号)を参照してください。

4. 申し込み

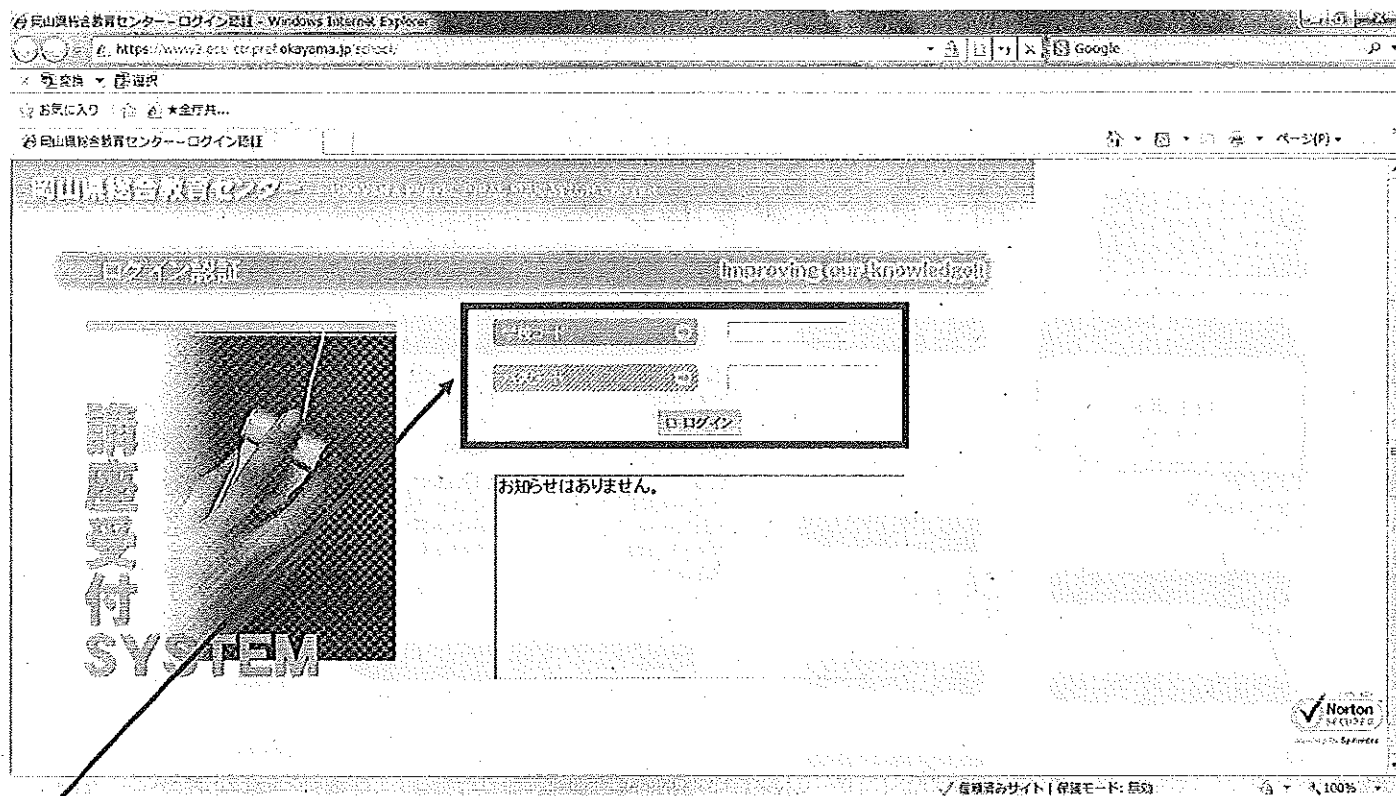
・申し込み画面に入ったら、次の事項に注意し、必要な事項を入力してください。

注意事項

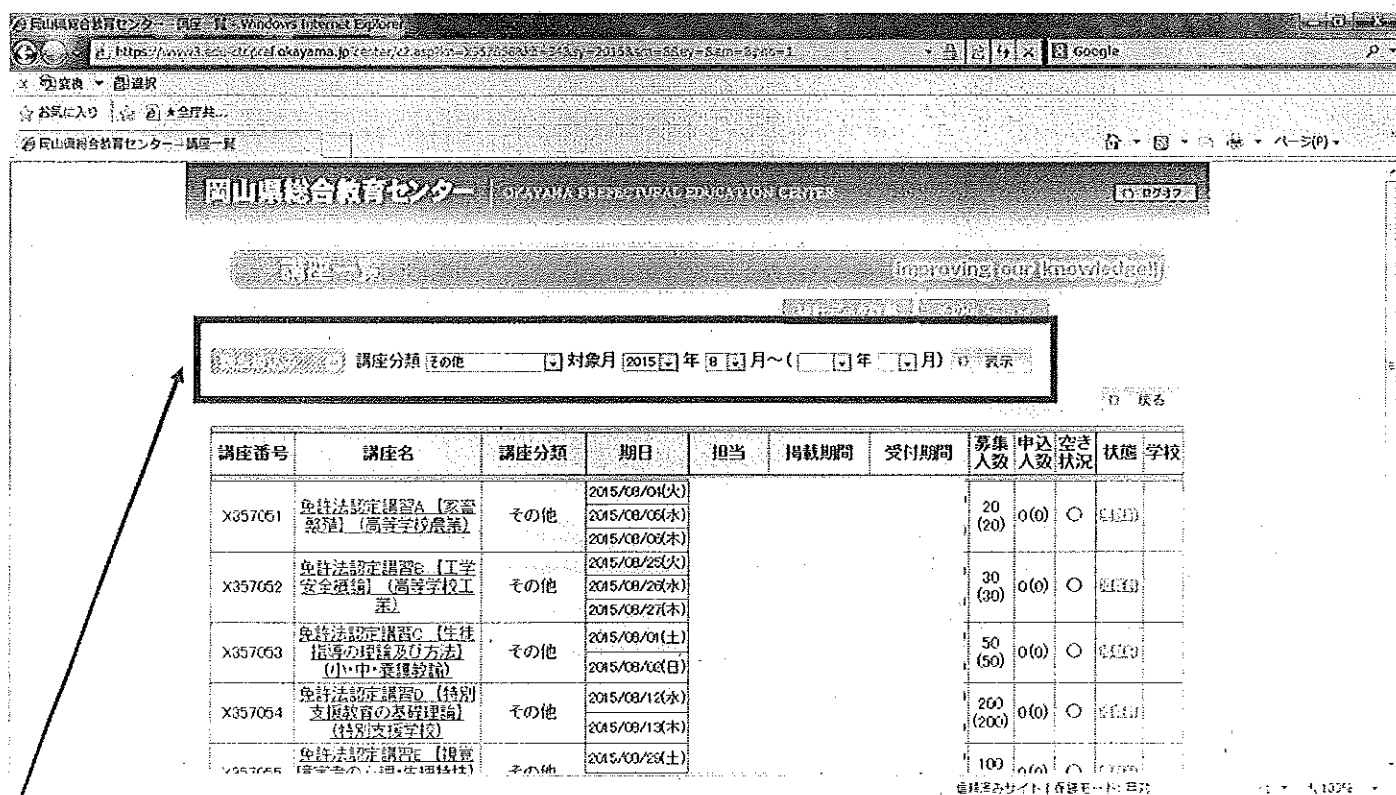
(1) 研修講座には、各開講日ごとに別々の講座番号があります。受講日すべてについてそれぞれ申し

入力前には必ず注意事項等を確認してください。

免許法認定講習に関するお問い合わせは県教育庁教職員課給与免許班(TEL:086-226-7579)までお願いします。



「学校コード」「パスワード」を入力し、ログイン後、『一般研修講座申込』を選択してください。



講座絞込み

講座分類：『その他』 対象月：『2015年8月～』 を選択し、表示ボタンを押してください。
受講を希望される講座名を選択し、必要事項を入力の上、申込みの登録をお願いします。

平成27年度岡山県教育委員会免許法認定講習申込書

平成 年 月 日

(高一種免許取得希望者用)

受講科目	教科に関する科目	(受講希望科目の番号を○で囲む) 1 家畜繁殖 (8月 4日～ 6日) 2 工学安全概論 (8月25日～27日)	
職 名		ふりがな	
		氏 名	
生年月日	昭和 年 月 日 平成 (歳)	住 所	〒 - 番() -
学 校 名			
所 在 地	〒 - 番() -		
現 在 所有する 免 許 状			
取得希望 免 許 状			

上記のとおり受講を承認します。

平成 年 月 日

学校名
校長名

印

平成27年度岡山県教育委員会免許法認定講習申込書

平成 年 月 日

(小一種・中一種・養一種免取得希望者用)

ふりがな 受講者名			住 所	〒 - 番() -	
現職採用年月日	昭和 平成	年 月 日	生年月日	昭和 平成	年 月 日(歳)
現在所有する 免許状	教諭 種(級) 教科()		教諭 種(級) 教科()		
学 校 名				職 名	
所 在 地	〒 - 番() -				
二種(二級)免許状取得後に、 認定講習や通信教育等で修得した単位数				教 科	教 職
				単 位	単 位
受 講 申 込 科 目	日 程	平成27年8月1日～2日			
	科目名	生徒指導の理論及び方法、			

上記のとおり受講を承認します。

平成 年 月 日

学校名

校長名

印

平成27年度岡山県教育委員会免許法認定講習申込書

平成 年 月 日

(特支一種・二種免取得希望者用)

ふりがな 受講者名			住 所	〒 - 番() -			
現 職 採 用 年 月 日	昭和 平成	年 月 日	生年月日	昭和 平成	年 月 日(歳)		
学校名				職名			
所在地	〒 - 番() -						
取 得 希 望 免 許 状	※取得希望免許状の口に✓を記入してください。 ☐ 特別支援学校教諭1種免許状 ☐ 特別支援学校教諭2種免許状						
基礎となる免許状取得後に、					特別支援教育		
認定講習や通信教育等で修得した単位数					単位		
受 講 申 込 科 目	日 程	8/12 8/13	8/29 8/30	8/27 8/28	8/10 8/11	8/17 8/18	
	記 号	D	E	F	G	H	
	科 目	特別支援教育 の基礎理論	視覚障害者の 心理・生理特 性	聴覚障害のある幼児児童生徒 が示す心理・生理・行動面の 課題	知的障害児の 教育	発達障害児の 教育	
	希 望						
受講申込科目欄は、(別紙)認定講習講座一覧表をご覧ください、受講を希望される 科目の希望欄に○を記入してください。							

上記のとおり受講を承認します。

平成 年 月 日

学校名
校長名

印

〒700-8570（住所不要）
岡山県教育庁教職員課給与免許班あて

平成27年度岡山県教育委員会免許法認定講習【辞退届】

平成 年 月 日

ふりがな 氏 名		住 所	〒 - 番() -	
学 校 名			職 名	
所 在 地	〒 - 番() -			
受 講 申 込 科 目	日 程	平成27年8月 日～ 8月 日		
	科目名			
辞 退 理 由				

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

学校名
校長名



【必要単位内訳表】

教育職員検定による「実習の教科」の免許状取得
(高等学校教諭一種免許状)

基 礎 資 格	別表第五		附則 9 項	
	口		ハ	ニ
実 習 助 手 と し て 良 好 な 成 績 で 勤 務 し た 期 間	—		6 年	3 年
最 低 修 得 単 位 数	10			
教 育 職 員 検 定 に 関 する 科 目	必 要 単 位 数		5	
	内 単 位	次表参照		次表参照
科 教 職 に 関 する 目 録	必 要 単 位 数		5	
	単 位 内 訳	「教職の意義等に関する科目」	いずれかの科目を 1 以上	1 以上
		「教育の基礎理論に関する科目」		1 以上
		「教育課程及び指導法に関する科目」	1 以上	1 以上
		「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」	1 以上	1 以上

※基礎資格

- 【別表第五 口】それぞれの臨時免許状取得後、3年以上高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において、当該実習を担当する教員として良好な成績で勤務したこと。
- 【附則 9 項 ハ】高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において、それぞれの実習に係る事業に関する学科を修めて卒業すること又はこれと同等以上の資格を有すること。
- 【附則 9 項 ニ】9年以上、それぞれの実習に関する実地の経験を有すること。

「教科に関する科目」

免許教科	教 科 に 関 する 科 目	最低修得単位数
看護実習	・「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 ・看護学（成人看護、老年看護学及び母子看護学を含む。） ・看護実習	左の1以上の科目について各1単位以上
家庭実習	・家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） ・被服学（被服製作実習を含む。） ・食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） ・住居学（製図を含む。） ・保育学（実習及び家庭看護を含む。） ・家庭電気・機械及び情報処理	左の2以上の科目について各1単位以上
情報実習	・情報社会及び情報倫理 ・コンピュータ及び情報処理（実習を含む。） ・情報システム（実習を含む。） ・情報通信ネットワーク（実習を含む。） ・マルチメディア表現及び技術（実習を含む。） ・情報と職業	左の1以上の科目について各1単位以上
農業実習	・農業の関係科目 ・職業指導	左の1以上の科目について各1単位以上
工業実習	・工業の関係科目 ・職業指導	左の1以上の科目について各1単位以上
商業実習	・商業の関係科目 ・職業指導	左の1以上の科目について各1単位以上
福祉実習	・社会福祉学（職業指導を含む。） ・高齢者社会、児童福祉及び障害者福祉 ・社会福祉援助技術 ・介護理論及び介護技術 ・社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） ・人体構造及び日常生活行動に関する理解 ・加齢及び障害に関する理解	左の2以上の科目について各1単位以上

養護教諭二種免許状から一種免許状への上進

養護二種免許取得後に養護（助）教諭として勤務した在職年数			短大卒 5 年	大卒等 1 年	
最低修得単位数			10		
養護に 関する 科目	必要単位数		6	4	
	単位 内 訳	「衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）」	1 以上		
		「学校保健」	}	いずれかで 1 以上	
		「養護概説」			
		「栄養学（食品学を含む。）」	1 以上		
		「看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）」	1 以上		
		「健康相談活動の理論及び方法」			
		「解剖学及び生理学」			
		「微生物学、免疫学、薬理概論」			
	目 訳	「精神保健」			
教職 に関する 科目	必要単位数		4	3	
	単位 内 訳	「教職の意義等に関する科目」	}	いずれかで 1 以上	
		「教育の基礎理論に関する科目」			
		「教育課程に関する科目」	1 以上	}	いずれか 1 以上
「生徒指導及び教育相談に関する科目」	1 以上				
養護 に関する 科目	必要単位数			2	
	単位 内 訳	『養護に関する科目』又は『教職に関する科目』のいずれかの科目		2	

※旧法で開設された科目は、別紙読み替え表を参照のうえ新法に読み替えてください。

小学校教諭二種免許状から一種免許状への上進

小二種免取得後に小学校（小学部）教員としての在職年数			短大卒 12年	大卒等 6年
最低修得単位数			10	
教科 科目 に関する 単位 内訳	必要単位数		1	
	単位内訳	1以上の教科	1	
教科 職 に関する 単位 内訳	必要単位数		7	
	単位 内 訳	「教職の意義等に関する科目」	} いずれかの科目を 1以上	
		「教育の基礎理論に関する科目」		
		「教育課程及び指導法に関する科目」	4以上	
		「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」	1以上	
に教科 又は 教職 に関する 科目	必要単位数		2	
	単位内訳	『教科に関する科目』又は『教職に関する科目』のいずれかの科目	2	

※旧法で開設された科目は、別紙読み替え表を参照のうえ新法に読み替えてください。

中学校教諭二種免許状から一種免許状への上進

中二種免取得後に中学校（中学部）教員としての在職年数			短大卒 12年	大卒等 6年
最低修得単位数			10	
教科 科目 に関する 単位 内訳	必要単位数		3	
	単位内訳	次頁参照	次頁参照	
教科 職 に関する 単位 内訳	必要単位数		5	
	単位 内 訳	「教職の意義等に関する科目」	} いずれかの科目を 1以上	
		「教育の基礎理論に関する科目」		
		「教育課程及び指導法に関する科目」	2以上	
		「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」	1以上	
に教科 又は 教職 に関する 科目	必要単位数		2	
	単位内訳	『教科に関する科目』又は『教職に関する科目』のいずれかの科目	2	

※旧法で開設された科目は、別紙読み替え表を参照のうえ新法に読み替えてください。

教員歴を利用した特別支援学校教諭一種免許状取得

特別支援学校教諭二種免許状取得後、その免許状の相当教育領域（複数の教育領域を定めた免許状の場合は、そのいずれかの領域）を担当する教員として良好な成績で勤務した在職年数			3年
最低修得単位数（特別支援学校教諭2種免許状取得後に修得した単位）			6
る 特別支援教育に関する科目	第1欄	「特別支援教育の基礎理論に関する科目」	1以上
	第2欄	「特別支援教育領域に関する科目」	1以上
	第3欄	「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」	1以上

※旧法で開設された科目は、下記を参照のうえ新法に読み替えてください。

※第2欄の単位の修得に当たっては、免許状に定められることとなる教育領域に関する「心身に障害のある幼児・児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」を含むものとする。

※第3欄の単位は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項について、それぞれ「心身に障害のある幼児・児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」を含むものとする。

※第2欄の単位は、当該領域を定める特別支援教育免許状以外の領域の免許取得時の第3欄の単位として利用できる。

◎旧法で開設された『特殊教育に関する科目』の新法への読み替え表（特別支援学校教諭）

旧 法	新 法
教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目
盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

教員歴を利用した特別支援学校教諭二種免許状取得

小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭のいずれかの普通免許状取得後、その免許状の相当学校又は特別支援学校の教員として良好な成績で勤務した在职年数				3年
最低修得単位数				6
特別支援教育に関する科目	単位内訳	第1欄	「特別支援教育の基礎理論に関する科目」	1以上
		第2欄	「特別支援教育領域に関する科目」	1以上
		第3欄	「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」	1以上

※旧法で開設された科目は、下記を参照のうえ新法に読み替えてください。

※第2欄の単位の修得に当たっては、免許状に定められることとなる教育領域に関する「心身に障害のある幼児・児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」を含むものとする。

※第3欄の単位は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項について、それぞれ「心身に障害のある幼児・児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」を含むものとする。

※第2欄の単位は、当該領域を定める特別支援教育免許状以外の領域の免許取得時の第3欄の単位として利用できる。

◎旧法で開設された『特殊教育に関する科目』の新法への読み替え表（特別支援学校教諭）

旧法	新法
教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目
盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

◎旧法で開設された『教職に関する科目』の新法への読み替え表

【中学校教諭】

旧 法	新 法
「教育の本質及び目標に関する科目」 「幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目」 「教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目」	「教育の基礎理論に関する科目」
「教科教育法に関する科目」 「道徳教育に関する科目」 「特別活動に関する科目」 「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目」	「教育課程及び指導法に関する科目」
「生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目」	「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」

【小学校教諭】

旧 法	新 法
「教育の本質及び目標に関する科目」 「幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目」 「教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目」	「教育の基礎理論に関する科目」
「教科教育法に関する科目」 「道徳教育に関する科目」 「特別活動に関する科目」 「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目」	「教育課程及び指導法に関する科目」
「生徒指導及び教育相談に関する科目」	「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」

【養護教諭】

旧 法	新 法
「教育の本質及び目標に関する科目」 「幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目」 「教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目」	「教育の基礎理論に関する科目」
「教育課程に関する科目（道徳教育に関する科目及び特別活動に関する科目）」 「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目」	「教育課程に関する科目」
「生徒指導及び教育相談に関する科目」	「生徒指導及び教育相談に関する科目」